

建築設計標準に関連する 制度の拡充等

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。【事業名：バリアフリー環境整備促進事業】

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率 1/3を国費で支援

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域

〔 令和4年度より拡充 〕

令和4年度 拡充項目等

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
 - ・出入口、通路の幅の確保
 - ・車椅子利用者用トイレの設置
 - ・オストメイト設備を有するトイレの設置
 - ・乳幼児用設備の設置
 - ・ローカウンターの設置
 - ・車椅子利用者用駐車施設の設置
 - ・駐車場から店舗までの屋根設置
 - ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - ・点字・音声等による案内板の設置
 - ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
 - ・集団補聴設備の設置
- など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



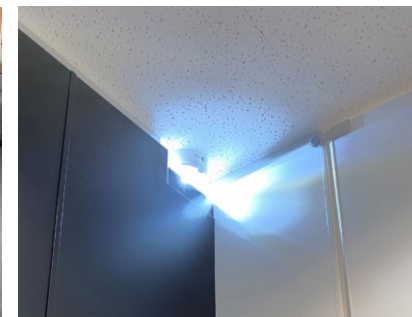
ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設

【固定資産税等】

令和6年3月31日まで延長(2年間)

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準※に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現に資する。

バリアフリー化

劇場・ 音楽堂等

「建築物移動等円滑化誘導基準※」を満たしたとして、地方公共団体から認定を受けた劇場・音楽堂等(令和5年度内までに改修工事を完了したもの)

※建築物移動等円滑化誘導基準…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、一定規模以上の建築物が通常満たすべきとされる基準に、更に要件を過重したもの。高齢者や障害者が建築物をより円滑に利用できるためのバリアフリー内容が規定されている。

<例> ・車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保
・車いす使用者用のトイレが各階にある など

固定資産税・都市計画税
1/3 減額

(改修工事完了の翌年から2年間)

劇場・音楽堂等
におけるバリア
フリー化の例

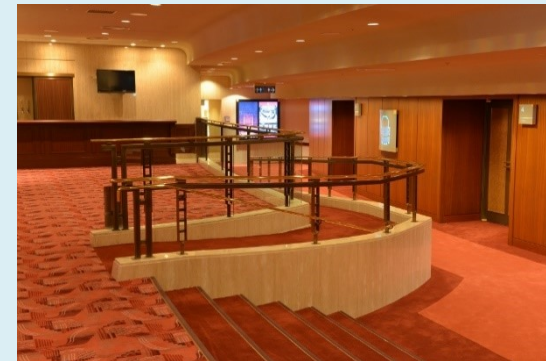


車いす用の広い鑑賞スペース・通路

ミュージア川崎シンフォニーホール 提供



段差のない広い廊下



1階ホワイエに増設したスロープ

サントリーホール 提供

○文化芸術基本法(平成13年法律第147号)※2017年6月改正

第2条 3 (略)国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術活動ができるような環境の整備が 図られなければならない。

○劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)

前文 (略)劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。(中略)劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。(中略)このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

第3条 八 (略)地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

「劇場等の客席」の建築物特定施設への追加

背景

- 東京オリンピック・パラリンピック大会を契機にバリアフリー化が進展
- 客席については、当事者参画のもと策定した「建築設計標準(客席追補版)」(H27公表)の周知を通じ、バリアフリー化が一定程度進んでいるものの、バリアフリー法上の対象施設(建築物特定施設)に非該当
- 更なるバリアフリー化の推進に向けて、バリアフリー法の対象施設への位置づけが必要

措置の概要

①「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂※の客席」を建築物特定施設に追加

※観劇、観覧等の用途に供する建築物を対象化

- ➡ 地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能に

②「客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定※

※具体的な水準については、「建築設計標準」、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」等を勘案し、設定

- ➡ 容積率の特例措置※等を通じて、バリアフリー化を推進 ※バリアフリー化に伴う増加分を容積率計算上控除

移動等円滑化誘導基準(案)

車椅子使用者用客席の割合 ※客席総数に応じて段階的に設定(2,000以下は、客室の基準と同じ)

- ・ 客席総数の2%以上(総客席数~200)
- ・ 客席総数の1%+2以上(総客席数201~2,000)
- ・ 客席総数の0.75%+7以上(総客席数2,000~)

車椅子使用者用客席の要件

- ・ 幅90cm × 奥行120cm以上で区画された、平坦な床
- ・ 同伴者用のスペース(客席等)を隣接して設置
- ・ 客席総数200超の場合には、2か所以上に分散して配置
- ・ 舞台等を容易に視認できる構造(サイトラインの確保)

